

相談

全国一斉『女性の権利ホ
ットライン』強化週間

高知地方事務局と高知県人権擁護委員連合会では、女性の権利問題解決に向け、電話相談の強化週間を実施します。

期間中は、土・日・祝日も相談をお受けし、また、平日は時間を延長し、19時まで相談をお受けします。相談は無料、秘密は厳守します。

【実施期間】
11月18日（金）～24日（木）

【時間】8時30分～19時
※土・日・祝日は10時～17時

【開設場所】高知地方事務局人権擁護課 ※土・日・祝日は高松法務局人権擁護部

【電話番号】
0570・070・810
（全国共通ナビダイヤル）
※一部のIP電話からは利用できない場合があります。

【取扱内容】ドメスティック・バイオレンス、セクシユアル・ハラスメント、ストーーカー、離婚問題、暮ら

その他

『Sマーク』をご存知ですか！

県では、理容・美容・クリーニングの3業種で、厚生労働大臣の認めたルールに従って、安心・安全・清潔のサービスを提供しているお店を、標準営業約款登録店舗とし、Sマークの表示でお知らせしています。

毎年11月を標準営業約款普及登録推進月間として、消費者の皆さんへはSマークの周知、業者の方には登録を呼びかけています。



お近くののお店でマークを探してみませんか。

【問い合わせ先】
（公財）高知県生活衛生営業指導センター
☎088・855・5100

地籍調査事業成果の土地登記完了について

次の区域について、地籍調査事業の成果である地籍

の悩みごとなど女性をめぐめる人権問題

【問い合わせ先】
高知地方事務局人権擁護課
☎088・822・3503

ご存知ですか？
医薬品副作用被害救済制度

薬（病院で処方されたもの、薬局等で買ったもの）は正しく使っても、副作用の起る可能性があります。医薬品副作用被害救済制度は、万一、入院治療が必要になるほどの健康被害が起きたときに、医療費や年金などの給付を行う公的な制度です。

この制度は独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA）が行っているもので、手続きは直接PMDAに対して行います。その際には、医師の診断書等が必要となりますので、まずは電話やメールでご相談ください。

【救済制度相談窓口】
☎0120・149・931

【問い合わせ先】
高知県中央東福祉保健所
衛生環境課 ☎52・0004

外国人の在留資格&生活相談会 in 南国市

高知県外国人生活相談センター（ココフォーレ）が、在留資格に関する相談会および外国人のための生活に関する相談会を南国市で開催します。

高松出入国在留管理局から専門家を招いて、在留資格全般（入国・在留手続、特定技能等）に関する相談に応じるとともに、外国人の生活全般についての相談（仕事、社会保障、医療、教育、日本語学習、通訳、生活トラブル等）も受け付けます。いずれの相談会も、外国人のほか、外国人と関わりのある方、外国人を雇用している事業所等が対象です。

相談は無料、秘密は厳守します。

【日時】
11月13日（日）
10時～15時40分

【場所】
南国市立日章福祉交流センター（南国市田村）

【予約】
在留資格に関する相談は、

南国税務署からのお知らせ

消費税インボイス制度説明会について

説明会は**事前予約制**ですので、お電話による申込が必要です。

開催日・場所	お問い合わせ先
令和4年11月18日(金) 10:00～11:00 ※消費税の基本的な仕組みから知りたい方向け	〒783-0004 南国市大涌甲1598番地の1 南国税務署 個人課税第一部門 法人課税部門 (※仮庁舎に移転しています) 電話088-863-3215(代)
令和4年11月18日(金) 14:00～15:00 ※登録申請相談会	電話によるお問い合わせ等は、自動音声案内により案内していますので、「2」を選択（プッシュ又はダイヤル）してください。

【問い合わせ先】 消防本部消防課予防班 ☎53-4179

（予約制で1組（個人・団体）の相談時間は約40分。※その他の生活相談は予約不要、ただし予約者優先。予約申込は11月10日（木）までに電子メール、ファックス、Googleフォーム、郵送で。）

【問い合わせ・申込先】
高知県外国人生活相談センター（ココフォーレ）
☎088・821・6440
FAX 088・821・6441
consultation@kccfr.jp
https://kccfr.jp

人も、会社も、もっと元気に！

中退共済

◆掛金の一部を国が助成
◆掛金は全額非課税。手数料も不要
◆外部積立型なので管理が簡単
◆パートさんの加入もOK

詳しくはホームページへ
中退共 検索

(独) 勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部
TEL.03-6907-1234 FAX.03-5955-8211

令和4年秋季全国火災予防運動

11月9日(水)～15日(火)

全国統一防火標語 お出がけは マスク戸締り 火の用心

住宅防火 いのちを守る 10のポイント

<p>4つの習慣</p> <ul style="list-style-type: none"> ●寝たばこは絶対にしない、させない。 ○ストーブの周りに燃えやすいものを置かない。 ●ガスこんろを使うときは火のそばを離れない。 ○コンセントはほこりを清掃し、不要なプラグは抜く。 	<p>6つの対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ●火災の発生を防ぐために、ストーブやこんろ等は安全装置の付いた機器を使用する。 ○火災の早期発見のために、住宅用火災警報器を定期的な点検し、10年を目安に交換する。 ●火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓し、寝具、衣類およびカーテンは、防災品を使用する。 ○火災を小さいうちに消すために、消火器等を設置し、使い方を確認しておく。 ●お年寄りや身体の不自由な方は、避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく。 ○防火防災訓練への参加、戸別訪問などにより、地域ぐるみの防火対策を行う。
--	--

【問い合わせ先】 消防本部消防課予防班 ☎53-4179